

患者さん、ご家族の皆様へお知らせ

窓側ベッド差額料金の徴収について

令和7年12月 1日より、総室の窓側ベッドを希望される場合、差額ベッド料金を徴収いたします。

皆さまにおかれましては、予めご承知のほどよろしくお願いいたします。
(※差額料金は、患者さんやご家族の同意を頂いたうえで徴収いたします)

< 窓側ベッド差額料金 >

1日あたり **1,100円** (消費税込み)

※ 例：1泊2日の場合は2,200円 (1,100円×2日)

令和 7 年 1 1 月 5 日

独立行政法人国立病院機構

大阪刀根山医療センター

院 長